

租税回避の否認における「通常の」税負担の算定

— 租税特別措置法66条の6の適用を中心として —

鈴木 悠哉¹

要 旨

租税回避の否認については、もっぱら、否認の対象をどのように見極めるかに関心が集まっていた。もっとも、否認の結果どのような税負担が生じるのかについても、否認の効果が行き過ぎとならないよう検討を加えるべきであったと言える。本稿はこのような問題意識の下、租税特別措置法66条の6の適用に検討を加えた。同規定が税負担の差に着目して否認の対象を捉えていることから、同規定の適用が「通常の」税負担の算定につながっているのか、検討する必要があるからである。

本稿では、当該規定の沿革を辿りながら、そこでの「所得の金額」と合算課税の対象たる金額との関係性を鳥瞰し、規定が孕む問題点を抽出した。規定制定時から所現在に至るまで、両者は接近と乖離を繰り返してきている。租税回避の否認という目的上、「通常の」税負担の算定につながっているのか、疑問を抱かざるを得ない。このような観点から同規定を観察する必要があるだろう。

キーワード

租税回避の否認、「通常の」税負担の算定、租税特別措置法66条の6、所得の金額、適用対象（留保）金額

1 はじめに

1.1 問題の所在

いわゆる租税回避の否認においては以下の二つの段階を経ることとなる¹。第一が、否認の対象となる取引形式の見極めである。第二が、「通常用いられる法形式に対応する」税負担（以下、「『通常の』税負担」という）の算定である。この分野における判例・学説の多くは主に前者と関わっているように見受けられるものの²、後者についても議論を深める必要があるだろう。なぜならば、租税回避の否認は「通常の」税負担を算定することを目

¹ 事業創造大学院大学 教授

「本論文は、紀要委員会により指名された複数の匿名レフェリーの査読を経たものである。」

的としており、これを超える課税は当初の目的から逸脱するからである。もっとも、各種規定の適用であれ関連する法理の適用であれ、当該税負担の算定には困難が伴うことが予想できる³。

1.2 検討対象

本稿は、この問題に関し、租税特別措置法（以下、「措置法」という。）66条の6との関連で検討を加えることとする。別の機会に論じたように、同規定の適用においては、対象となる海外子会社⁴の「租税負担割合」が重要な意味を有する⁵。すなわち、規定創設時から近時にいたるまで、それは、合算課税の対象となる海外子会社を入口で選別するための基準として機能していた。もっとも、平成29年の改正を境に、それは合算課税を行うか否かを最終的にきめるための基準として機能するようになったのである。

このように、同規定が制度適用の入口であれ、出口であれ、海外子会社の「租税負担割合」を基準としていることは、同規定が「税負担水準の差に租税回避の特徴を見出している」ことを意味する⁶。ここにおいて、同規定による「通常の」税負担の算定を問題とする余地が生じる。同規定においては、当該子会社について算定した所定の「金額」を親会社の益金の額に算入し、わが国法人税の対象とする。これが「通常の」税負担の算定であるか否かは、ひとえに、当該子会社の「租税負担割合」に関わる当該子会社の「所得」の算定に拠る。「租税負担割合」は当該子会社の所得に占める税負担の割合であるため、当該割合を算定するには、その前提となる当該子会社の所得を算定する必要がある。同規定は、当該所得に占める税負担を基準として租税回避の存在如何を見極めようとしているのであるから、同規定の適用による「通常の」税負担も究極的には当該所得との関連で導き出さなければならないだろう。このため、当該所得と、当該子会社につきその親会社の益金の額に算入となる金額がいかなる関係にあるかは、同規定に基づく合算課税が「通常の」税負担の算定と言えるか否かをきめる試金石であると考えられるのである。

1.3 課題と構成

以上を踏まえ、本稿は、措置法66条の6における「租税負担割合」と、親会社の益金の額に算入となる金額それぞれの算定方法の関係を検討し、同規定の適用が「通常の」税負担の算定という目的の範囲内にあるか、検討することとしたい。以下では、措置法66条の6の沿革を順にたどりながら⁷、海外子会社の所得と親会社の益金の額に算入となる金額とが乖離し、接近し、ふたたび乖離していった経緯を鳥瞰する。便宜上、規定の制定時、平成4年改正、並びに同22年改正及び同29年改正という三つの時期に区分をする。その上で、それぞれの時期における「所得」と「金額」に関する規定のあらましを整理したあと、両者を対比するという方法で議論を進めていく。

なお、全体として、制度論や解釈論を新たに提示するよりは、それぞれの時期における規定の内容を精査し、その問題点を診断することに主眼を置く。その上で、制度制定時か

らこの両者の乖離が程度の差こそあれ存在してきたことが、租税回避の否認という制度の趣旨目的を没却する可能性があることを強調する。

2 制定時

2.1 あらまし

昭和53年の規定制定時において、海外子会社が制度適用の対象たる「特定外国子会社等」に該当するか否かは、いわゆるブラック・リストによる所在地国の指定と結びついていた。当時の措置法⁸によれば、「法人のすべての所得」に対する税負担が「著しく低い国…として…政令で定める国」に所在する子会社を特定外国子会社等といい、委任立法によれば、当該国の指定は大蔵大臣の告示によってこれを行うこととなっていた⁹。具体的には、わが国税負担との対比により「実効税率が25%未満の国」を軽課税国として指定するという方針であったものの、実際は「本則税率」で判断していたようである¹⁰。

かたや、特定外国子会社等について親会社に合算課税を行う上で、当該子会社の「未処分所得の金額」を算定することが出発点となっていた。当該金額は当該子会社の「各事業年度の決算に基づく所得の金額」に「政令で定める基準」によって修正を施し、ここに過去五年以内の「欠損の金額に係る調整」を行うことで算定することとなっていた¹¹。委任を受けた措置法施行令39条の14は、わが国法人税法の定めに基づく所得金額の計算に当該子会社の納付税額と還付税額を加減算する方法と、当該子会社の所在地国の法令に基づく所得金額の計算に所定の項目を加減算する方法とを選択できる旨定めていた。概して、ここで算定となる未処分所得の金額は、わが国法人税法における「法人の各事業年度の所得の金額」に相当するものであった¹²。

この未処分所得の金額から特定外国子会社等が納付することとなる法人所得税と当該子会社の支払配当を控除することで「適用対象留保金額」を算定する¹³。その上で、当該金額を親会社の株式保有の状況に照らして按分することで「課税対象留保金額」を計算し、当該金額を当該親会社の益金の額に算入する¹⁴。

2.2 対比

以上、規定制定時においても、海外子会社の租税負担割合を基準として当該子会社の特定外国子会社等該当性を判定することとしていた。もっとも、ここで問題となる「法人のすべての所得」と、合算課税の対象となる「適用対象留保金額」とは乖離していた。このため、制度適用の結果、「税負担水準の差」に起因する租税回避を十分に解消できていたか否か、検討の余地があったものと考えられる。

以下、敷衍しておこう。そもそも、「法人のすべての所得」に対する税負担を勘案するといっても、当時の制度においては所定の軽課税国を告示によって指定し、そこに所在する子会社はすべて特定外国子会社等に該当することとなっていた。よって、海外子会社の

税負担、裏返せば、その「すべての所得」を個別に算定することは制度上、想定外であったものと考えられる。この点、告示による指定が実務上、子会社所在地の租税法令が定める税率を基準としていたことは執行可能性という観点からも妥当であったものと言えよう。

かりに当初の方針通り、「法人のすべての所得」に占める実際の税負担割合を基準とするとしても、ここでいう「すべての所得」については何ら規定が存在しなかった。この点、適用対象留保金額の算定においては特定外国子会社等の「各事業年度」における法人の所得の金額を算定すべく、詳細な規定が存在していたことと対照的である¹⁵。

このように、この時期においては、「法人のすべての所得」は実務上、考慮対象外ということで適用対象留保金額の算定と乖離していたと考えられるし、実効税率を基準としたとしても適用対象留保金額の算定方法に照らせばやはり両者は乖離していたと考えられる¹⁶。

3 平成4年改正

3.1 あらまし

軽課税国の指定制度が廃止となり、新たに、海外子会社の税負担割合を基準としてその特定外国子会社等該当性を判定することとなった。すなわち、「所得に対して課される税の負担」が「著しく低い」子会社が特定外国子会社等に該当する¹⁷ものの、これを、委任を受けた施行令39条の14第1項は、所在地国が法人に対する所得課税を有していない場合（1号）と、当該子会社の各事業年度の所得に対する税負担が当該「所得の金額」の25パーセント以下である場合（2号）の二通りとした。前者はこれまでと同様、所在地国単位で特定外国子会社該当性を判定する仕組みである。一方、後者における「所得の金額」は、当該子会社の「各事業年度の決算に基づく所得の金額」に所在地国の「外国法人税…に関する法令…の規定」によって修正を施し、ここに種々の調整を行うことで算定することとなっていた¹⁸。

かたや、合算課税の出発点となる特定外国子会社等の「未処分所得の金額」、及び、これに所定の調整を加えた「適用対象留保金額」の各算定方法については目立った改正は無かった。

3.2 対比

ここでの改正の注目点は、一般的には、子会社単位で税負担を考慮する仕組みが導入となったことであろう¹⁹。もっとも前述の通り、所在地国毎に法人税制の有無を問題とする仕組みも並存していたのであり、このこととの関連では、「2」における議論がそのまま当てはまるものと考えられる²⁰。

子会社単位で税負担を考慮する仕組みにおいては、当該子会社の特定外国子会社該当性

を判定する上で当該子会社の「所得の金額」を算定し、これとの関係で税負担を導き出す必要がある。この「所得の金額」と、合算課税の前提となる「適用対象留保金額」は乖離していた。前述の通り、前者の算定上、海外子会社の決算に基づく所得の金額をその所在地国の「外国法人税」に関する法令により修正する。ここでいう「外国法人税」については、いわゆる外国税額控除に関する法人税法69条1項が定めを置いている。委任立法を含めて定義をよみとると、「外国の法令に基づき外国又はその地方公共団体により法人の所得を課税標準として課される税」²¹となる。海外子会社の所在地国が自らの主権に基づき当該子会社の所得に対して課税する場合の根拠法令が、当該子会社の特定外国子会社等該当性を判定する際の基準と関わっているのである。換言すれば、海外子会社の「所得の金額」は、最終的にはわが国税法の適用を意図した調整を行うとはいえず²²、出発点においてわが国法人税法に準拠するのではなく、当該子会社の所在地国における法令に準拠することとなっていたのである²³。この点、適用対象留保金額の算定の前提となる未処分所得の金額を算定する上では、前述の通り、わが国法人税法に基づく修正と所在地国・地域の法令に基づくそれとを選択できることとなっていた。ここで仮に前者を選択していた場合には、入口において両者は乖離していたこととなろう²⁴。

なお「2」で言及した通り、未処分所得の金額、及びこれに基づく適用対象留保金額の算定上、過年度の欠損金を調整し、支払配当を控除することとなっていた²⁵。この点、「所得の金額」の算定における種々の調整とは異なる。よって、仮に未処分所得の金額をわが国法人税法に基づいて算定していたとしても、両者の乖離という評価は変わらなかったものと考えられる。

4 平成22年改正及び同29年改正

4.1 共通の前提

この二つの改正に言及する前に、平成21年の改正に言及しておく必要がある。同年、法人税法23条の2の制定により「外国子会社」からの受取配当が益金不算入となった。前述の通り、これまでは適用対象留保金額の算定上、特定外国子会社等の支払配当の金額を減算していたものの、この改正に伴い当該減算は行わないこととなった²⁶。同時に、「適用対象留保金額」が「適用対象金額」と文言を変え、同金額が合算課税の対象となる金額を算定する際の出発点となったことから、措置法66条の6に基づく合算課税の性格をあらためて考え直す契機となった²⁷。

もっとも、適用対象金額の算定の入口は、これまでの未処分所得の金額の算定と相当程度共通している。このため、以下においても、これまでの未処分所得の金額の算定を前提とし検討を進めていく。

4.2 平成22年改正

4.2.1 あらまし

これまでの合算課税の枠組みに、新たに「特定所得」に対する合算課税が加わった。すなわち、「所得の金額」に対する税負担を基準として特定外国子会社該当性を判定し、該当することとなったとしても、規定の制定時より、当該子会社の事業内容に鑑み合算課税の対象としない（適用除外・経済活動基準²⁸）こととなっている²⁹。もっとも、この場合であっても、剰余金の配当や債券の利子といった特定所得の合計額（部分適用対象金額）は親会社の益金の額に算入することとなった³⁰。

4.2.2 対比

言うまでもなく、特定外国子会社該当性を判定する上で、外国法人税の課税対象である「所得の金額」を基準としつつ、ここでの合算対象を特定所得にかかる部分適用対象金額に限定しているという点で、両者は乖離している。前述の通り、当該子会社の事業内容との関係でいったん合算課税の対象外としたものを改めて課税対象としているのであるから、特定所得の構成要素に鑑みれば当該子会社の所得の一部がこの制度の下で合算対象となっているのが実状と考えられる。この点からしても、両者は相当程度乖離していると言えよう。

4.3 平成29年改正

4.3.1 あらまし

税負担率を基準として特定外国子会社該当性を判定し、その上で当該子会社の適用対象（留保）金額を算定する、というこれまでの制度の適用過程が正反対となった。すなわち、制度の適用の入口においては税負担を考慮せず、所定の海外子会社と、当該子会社それぞれに即応した所得を合算対象としつつ、最終的に合算課税を行うか否かを当該子会社の税負担を基準として決めることとしたのである。ここにおいても、合算対象たる金額と、海外子会社の税負担を算定するための所得の金額とを対比するという問題意識は、これまでと同様、成立するものと考えられる。

以下、敷衍しておこう。まず、事務所の不在、所在地国における管理支配の不実施といった要件に該当する「特定外国関係会社」である³¹。これについては、従前どおり「適用対象金額」を合算の対象とする。もっとも、その「租税負担割合」が30パーセント以上である場合、合算課税は行わない³²。この「租税負担割合」は当該会社の各事業年度の所得に対する税負担を当該「所得の金額」で除することで算定することになっており³³、この点、これまでと大きな違いは無い。

つぎに、株式等の保有を主たる事業としていたり、所在地国において管理支配を実施していない、といった様々な要件のいずれかに該当する「対象外国関係会社」である³⁴。これについても「適用対象金額」が合算の対象であるものの、前述の租税負担割合が20パー

セント以上である場合、合算課税は行わない³⁵。ここから派生して、対象外国関係会社該当性に関するすべての要件に該当する「部分対象外国関係会社」³⁶、さらには、その中でも所在地国において金融業を行うといった要件に該当する「外国金融子会社等」³⁷については、それぞれの「特定所得」に係る「部分課税対象金額」が合算課税の対象である³⁸。なおここでも、対象外国関係会社と同様、租税負担割合が20パーセント以上である場合、合算課税は行わない³⁹。

4.3.2 対比

これまでの検討を踏まえると、適用対象金額の算定と、租税負担割合の算定における「所得の金額」との乖離はここでも観察できる。もっとも、ここでとりわけ着目しておきたいのが、部分対象外国関係会社と外国金融子会社等に対する扱いである。前述の通り、この両者については、その特定所得に係る部分課税対象金額が合算課税の対象である。もっとも、これらが合算課税の対象から外れるためには、他と同様、租税負担割合を充足しているか否かを基準として判定することとなる。前述の通り、租税負担割合は、対象となる子会社の「所得の金額」に占める税負担を意味するものであり、特定所得に占める税負担ではない。「所得の金額」のうち、一部について合算課税を受ける子会社であっても、「所得の金額」全額に占める税負担を基準として合算対象から除外となるか否かがきまるという点で、この両者は乖離していると評価できるのである。

4.4 共通の問題意識

以上、二つの改正を取り上げ、検討を加えてきた。本文中で言及した通り、平成29年の改正によって制度の適用過程が大幅に変更となったため、単純な比較は困難である⁴⁰。もっとも、合算課税の対象を特定の所得に限定することで、海外子会社の所得全額との関係で定まる税負担率を何らかの基準とするという制度の枠組みには歪みが生じ得る。これが、この二つの改正を検討することで明らかとなった問題意識である。

5 おわりに

本稿は、租税回避の否認において「通常の」税負担を算定することに困難が伴うとの問題意識から、租税特別措置法66条の6の適用において問題となる「所得」と「金額」とを対比してきた。前者は海外子会社の税負担を基準としたスクリーニングにおいて、後者は合算対象たる金額の算定において、それぞれ重要な意味を有する。規定制定時、税負担を法令が定める税率に基づいて所在地国毎に観察していた頃と比較すれば、海外子会社の個別の税負担を基準とすることで、両者は近づいたと言えるものの、依然として乖離が残っていた。のちに海外子会社の特定の所得を合算対象とする仕組みが導入となることで、結果として両者の乖離は深刻となったと言える。これまでの検討を通じて、「所得」

という共通の土台に則っているはずの税負担割合と合算対象金額が、このように接近し、乖離していく動態を観察することができた。

冒頭で言及した通り、措置法66条の6は、税負担の差に租税回避の特徴を見出し、これに対抗するという、のが趣旨であった。本稿の検討結果に照らせば、同規定による合算課税が「通常の」税負担の算定に至っていると言えるのか、疑問を抱くこととなろう。今後もこのような観点から同規定を観察する必要があるものと考えらる。(了)

【注】

- 1 金子宏『租税法第24版』133頁以下(弘文堂, 2021)参照。同書における「租税回避」及びその「否認」の意義が変遷していった過程については、鈴木悠哉「租税法における憲法の影響に関する研究ノート」本誌10巻1号201頁(2019)。
- 2 岡村忠生編著『租税回避研究の展開と課題』(ミネルヴァ書房, 2015)、清永敬次『租税回避の研究』(ミネルヴァ書房, 1995)、谷口勢津夫『租税回避論: 税法の解釈適用と租税回避の試み』(清文社, 2014)等参照。
- 3 金子・前掲注1・134頁は長期間の地上権設定による譲渡所得の回避を「典型的な租税回避…の例」としている。現行法上、これについては、所得税法33条1項括弧書及び同法施行令79条1項に基づいて、課税上、「資産の譲渡」として取扱うこととしている。もっとも、ここで同法59条1項等の適用がないとした場合、資産の譲渡「による」所得をいくばくのものとして算定するのかという問題が別途残る。

なお、広島地判平成2年1月25日行集41巻1号42頁は、いわゆる逆さ合併の事案における法人税法132条1項の適用上、黒字法人が赤字法人を吸収合併した場合の税負担を「通常の」税負担である、とした。ここでの税負担の算定において、同判決は、当該赤字法人に生じていた利益は当該赤字法人の繰越欠損金によって「所得に計上されなかった筋合いのものである」から、同規定の適用上、益金に算入すべきでない、とした。
- 4 議論の都合上、本稿においては、対象となる内国法人と外国法人の双方が株式会社であり、前者が後者の株式を直接保有していることを前提とする。
- 5 鈴木悠哉「特別寄稿: 租税特別措置法66条の6における『租税負担割合』の意義」税研38巻5号22頁以下(2023)。本稿は、これを予備的研究としている。
- 6 鈴木・前掲注5・26頁。
- 7 特に断りのない限り、関係法令の年度は本文中に言及した年度におけるそれとする。
- 8 66条の6第1項柱書。
- 9 措置法施行令39条の13第1項柱書・同3項。
- 10 高橋元監修『タックス・ハイブン対策税制の解説』98頁(清文社, 1979)。
- 11 措置法66条の6第2項2号。
- 12 高橋・前掲注10・146頁。なお、制度改正後の先例ではあるものの、未処分所得の金額を計算する際に出発点となる「各事業年度の決算に基づく所得の金額」につき、東京高判平成27年2月25日月報61巻8号1627頁は、「決算の際に作成される帳簿書類…には、当該企業に関わる全ての取引が記録される」ため、当該金額は「特定外国子会社等の各事業年度の全ての所得(いわゆる全世界所得)の金額を指すと解するのが、その文言上、最も素直である。」と判示した。本文中で言及した通り、未処分所得の金額から適用対象留保金額を算定する過程において、わが国法人税法に基づく方法を選択する場合、わが国法人税法が全世界所得課税を採用していることから、この点に関する調整は大きな問題とならないものと考えられる。一方、当該子会社の所在地国の法令に基づく方法を選択する場合、当時の措置法施行令39条の14第2項1号が当該国の「法令により当該各事業

年度の法人所得税の課税標準に含まれないこととされる所得の金額」を加算することとしていた。この点、当該国がいわゆる国外所得免除方式を採用しているときは、当該規定に基づき国外所得を加算することとなったのが解釈上問題となったものと考えられる。

同様の点は、平成4年改正における「所得に対して課される税の負担」との関係でも問題となり得る。後掲注・22参照。なお、後掲注・16も併せて参照。

- 13 措置法施行令39条の15第1項。
- 14 措置法施行令39条の15第2項。
- 15 所得税法7条1項1号の下、居住者が「全ての所得」について納税義務を負うことの意義は、同法7条1項3号の下、非居住者が「国内源泉所得」についてのみ納税義務を負うこととの関係で、所得の源泉に地理的限界が無い（全世界所得について課税を受ける。）との理解が一般的である。措置法66条の6との関連で、このような理解を可能とするような根拠は見当たらないようである。

いわゆる所得概念との関連では、一定期間内における資産の純増という考え方を中心とし、制限的に捉えるか、それとも包括的に捉えるかをめぐって議論が分岐しており、実定租税制度もこのような議論の分岐を反映してさまざまである。理念型としての包括的所得概念も、現実の制度として採用する上ではさまざまな課題が生じ得ることはすでに多くの指摘がある通りである。金子宏「租税法における所得概念の構成」同『所得概念の研究：所得課税の基礎理論 上巻』1頁以下（有斐閣，1995，初出：1966・1968・1975）。

なお、個人所得課税の文脈で展開してきた議論を法人課税において適用可能か否か、別途、議論する余地があろう。See H. SIMONS, PERSONAL INCOME TAXATION: THE DEFINITION OF INCOME AS A PROBLEM OF FISCAL POLICY (1938).
- 16 便宜上、本文中では「法人のすべての所得」に対する税負担との関連で議論を展開したものの、実際は「特定の所得」に対する税負担も考慮した上で軽課税国を告示によって指定することとなっていた。すなわち、措置法施行令39条の13第1項によれば、子会社の所在地国外に源泉のある所得（2号）に着目することとなっており、この場合も適用対象留保金額の算定は当該国外源泉所得以外の所得も含めて行うことから両者は乖離していたと評価できよう。さらに、株式の保有に係る事業に由来する所得（3号）に着目することとなっており、この場合は当該事業が「主たる事業」である必要があったものの、適用対象留保金額の算定に鑑みればここでも両者は乖離していたと評価できよう。
- 17 措置法66条の6第1項。
- 18 措置法施行令39条の14第2項。
- 19 改正の趣旨として、藤井保憲「タックス・ハイブン対策税制の問題点」水野忠恒編著『二訂版国際課税の理論と課題』120頁（税務経理協会，2005）も参照。
- 20 措置法施行令39条の14第2項は前項の2号にのみ言及しており、同1号には言及していない。
- 21 法人税法施行令141条1項。
- 22 措置法施行令39条の14第2項1号によれば、「所得の金額」の算定上、子会社の所在地国の「法令により外国法人税の課税標準に含まれないこととされる所得の金額」を加算することとしていた。この点、未処分所得の金額を所在地国の法令に基づいて算定する場合に、前掲注・12で言及した加算を行う局面と共通している。もっとも、そこで言及しておいたように、「課税標準に含まれない」との文言をどのように解するか、判断が分かれ得るであろう。この点、国税不服審判所裁決令和3年10月1日TAINS: F0-2-1035はリベリア共和国の税法上、同国外での船舶貸船業に係る所得が同国で課税対象でなかったことから、当該所得は当該施行令が定める加算の対象である、とした。もっとも、同国税法が同国外源泉所得を積極的に課税対象としていない（すなわち、同国における非課税所得に該当する。）か、あるいは、単に課税対象を同国内源泉所得に限定しているのか、いずれかは定かでない。

なお、東京地判令和4年3月10日LEX/DB: 25604343は、子会社の所在地国の法令に基づいて「税額の計算の基礎となる所得の金額から控除される」ものを当該施行令が定める加算の対象である、とした。当該法令に基づく課税上の扱いをきちんと把握する必要があるものの、同判決はこの判示に至る上で、当該施行令による加算は、「所在地国と本邦における税負担の比較をす」べく、「所

在地国において我が国と同様の法制度が採用されていたならば加えられ…たであろう金額を加…算することによって、上記の比較がより実態に即した適切なものとなるように図った」との理解を示した。本文中でも言及した通り、子会社の「所得の金額」の算定が、そもそも所在地国の法令に基づく修正から出発していることを考慮すると、このような理由付けがどの程度説得力を有するか、考慮の余地があるであろう。

- 23 清水治ほか『平成4年版改正税法のすべて』204頁（財団法人日本税務協会，1992）。
- 24 いわゆる税源浸食・利益移転に関する一連のプロジェクトの最終成果は、合算課税の対象となる海外子会社の所得の算定をその親会社所在地国の法令に基づいて行うことを提案し、かかる提案は当該親会社所在地国の課税ベース浸食に対抗するという制度趣旨との関連で整合的である旨、言及していた。一方で、当該子会社所在地国の法令に基づく所得の算定から出発しつつ、当該親会社所在地国の法令に基づき調整を加えることによって、広い視点から見れば類似の結果に到達できる旨、言及していた。OECD/G20 BASE EROSION AND PROFIT SHIFTING PROJECT, DESIGNING EFFECTIVE CONTROLLED FOREIGN COMPANY RULE: ACTION 3 : 2015 FINAL REPORT 57 (2015).
- 25 昭和60年の改正により、措置法66条の6第1項柱書は、適用対象留保金額の算定上、「未処分所得の金額に係る…利益の配当又は剰余金の分配の額に関する調整を加え」ることとした。これを受けた措置法施行令39条の15第1項2号は、内国法人に係る他の特定外国子会社等又は外国関係会社の一部に対する配当等をここでいう調整項目から除外した。
- 26 思うに、東京高判令和4年3月10日金融・商事判例1649号34頁における問題の淵源はこの点に存在する。この点、原審判決に対する評釈である鈴木悠哉「判批」ジュリスト1574号138頁（2022）を参照。
- 27 鈴木悠哉「租税特別措置法66条の6における『持株関係』の存在時点：制度の変遷に着目して」本誌13巻1号27頁（2022）。
- 28 川端康之「タックス・ハイブン対策税制の省察：立法資料から見た経済活動基準（旧適用除外基準）の位置づけ」税研35巻6号18頁以下（2020）。
- 29 措置法66条の6第3項。
- 30 措置法66条の6第4項。
- 31 措置法66条の6第2項2号。
- 32 措置法66条の6第5項1号。令和5年度税制改正により「27パーセント以上」となった。
- 33 措置法施行令39条の17の2。
- 34 措置法66条の6第2項3号。
- 35 措置法66条の6第5項2号。
- 36 措置法66条の6第2項6号。
- 37 措置法66条の6第2項7号。
- 38 措置法66条の6第6項及び同8項。
- 39 措置法66条の6第10項1号。
- 40 部分対象外国関係会社と外国金融子会社等との関連で「特定所得」という文言が登場することから、平成22年改正との連続性を指摘する論者もいる。金子・前掲注1・654頁以下。